

第6期介護保険料について

平成27年3月

大阪市 福祉局 高齢福祉課  
介護保険課



平成27年度～  
平成29年度の

# 介護保険料が決まりました。

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス費用の見込み量等に基づき、介護保険料を算定しています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、下記のとおり本人及び世帯の合計所得金額、市町村民税の課税状況等により所得に応じた保険料の設定をしております。

平成24～26年度の第5期保険料額からの変更点は、次の2点です。

- 平成27年度からの第6期保険料は、要介護認定者数の増や第1号被保険者の負担割合の変更などの影響により、第5期と比べて14.6%増となっています。
- 平成27・28年度は、第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減強化を行います。平成29年度からは、更に拡大し第1段階から第4段階の方の保険料軽減強化を行う予定です。

平成27～29年度介護保険料の計算方法  
 基準となる月額保険料 6,758円×12月＝年額 81,096円（基準額）  
 基準額（81,096円）×所得に応じた割合（0.35～2.00）

保険料段階	対象者	平成27・28年度		平成29年度（予定）	
		割合	年額	割合	年額
第1段階	○老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市民村民税非課税の方 ○生活保護の受給者	0.50	40,548円	0.35	28,384円
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯に市町村民税非課税者がいる方	0.50	40,548円	0.35	28,384円
第3段階		0.65	52,713円	0.50	40,548円
第4段階		0.75	60,822円	0.70	56,768円
第5段階		0.85	68,932円	0.85	68,932円
第6段階	第5段階以外の方	1.00	81,096円	1.00	81,096円
第7段階	本人が市町村民税課税	1.10	89,206円	1.10	89,206円
第8段階		1.25	101,370円	1.25	101,370円
第9段階		1.50	121,644円	1.50	121,644円
第10段階		1.75	141,918円	1.75	141,918円
第11段階		2.00	162,192円	2.00	162,192円

## ■ サービス見込み量に基づく保険料算定の流れ

① 高齢者人口（第1号被保険者数）を推計  
（平成27年度676千人、平成28年度679千人、平成29年度683千人）

② 要介護認定者数を推計  
（平成27年度170千人、平成28年度180千人、平成29年度190千人）

③ サービス利用にかかる費用（介護保険給付費）を推計  
（平成27年度2,223億円、平成28年度2,322億円、平成29年度2,359億円）計6,904億円

④ 介護保険給付費のうち第1号被保険者負担分（22%）を第1号被保険者数で除算することにより、保険料基準額を算出。

⑤ 保険料の基準額・月額6,758円（第6段階）

## ■ 介護保険給付費の推移

